



県章

山形県公報

平成28年11月22日（火）

第2799号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…1235
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…1236
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 国土調査の成果の認証……………（農村計画課）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…1237
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…1238
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…1239
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会11月定例会の招集……………同

選挙管理委員会関係

告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部改正……………1240

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（警察本部）…1243

告 示

山形県告示第956号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人健友会	介護予防特化型通所介護あゆみ 酒田市中町三丁目3番18号	通所介護	平成28.10.31

山形県告示第957号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
ケアサポートひばり有限会社	訪問入浴ひばり 酒田市こあら三丁目6番18	訪問入浴介護	平成28.9.30

山形県告示第958号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
ケアサポートひばり有限会社	訪問入浴ひばり 酒田市こあら三丁目6番18	介護予防訪問入浴 介護	平成28.9.30

山形県告示第959号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
南陽市
- 2 調査を行った期間
平成25年4月1日から平成28年4月13日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
南陽市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字蒲生田及び大字宮内の各一部
- 5 認証年月日
平成28年11月9日

山形県告示第960号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
- 2 調査を行った期間

平成26年4月1日から平成28年3月10日まで

- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字灰塚及び大字渋江の各一部
- 5 認証年月日
平成28年11月9日

山形県告示第961号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成28年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
- 2 調査を行った期間
平成26年4月1日から平成28年3月10日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字渋江、大字灰塚及び大字漆山の各一部
- 5 認証年月日
平成28年11月9日

山形県告示第962号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成28年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
- 2 調査を行った期間
平成26年4月1日から平成28年3月11日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字村木沢及び大字門伝の各一部
- 5 認証年月日
平成28年11月9日

山形県告示第963号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成28年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
- 2 調査を行った期間
平成26年4月1日から平成28年3月11日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字村木沢及び大字古館の各一部

- 5 認証年月日
平成28年11月9日
-

山形県告示第964号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成28年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
 - 2 調査を行った期間
平成26年4月1日から平成28年3月11日まで
 - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
 - 4 調査地域
大字村木沢及び大字門伝の各一部
 - 5 認証年月日
平成28年11月9日
-

山形県告示第965号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成28年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
 - 2 調査を行った期間
平成26年4月1日から平成28年3月10日まで
 - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
 - 4 調査地域
大字灰塚及び大字渋江の各一部
 - 5 認証年月日
平成28年11月9日
-

山形県告示第966号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成28年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
 - 2 調査を行った期間
平成26年4月1日から平成28年3月11日まで
 - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
 - 4 調査地域
大字村木沢の一部
 - 5 認証年月日
平成28年11月9日
-

山形県告示第967号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
天童市
- 2 調査を行った期間
平成26年4月1日から平成28年2月17日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
天童市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字寺津の一部
- 5 認証年月日
平成28年11月9日

山形県告示第968号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年11月22日から同年12月5日まで縦覧に供する。

平成28年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字曲川字丸森1005番8から 同 居口548番1まで	旧	12.2メートル } 3.8	メートル 459
同 上	新	12.2メートル } 3.8	同 上
最上郡鮭川村大字曲川字丸森1005番8から 同 居口546番15まで		35.6メートル } 9.4	メートル 576

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第22号

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。

平成28年11月22日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 廣 瀬 渉

- 1 招集の日時 平成28年11月24日（木）午後1時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議題
(1) 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について
(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第67号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年11月22日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

2 老人ホームの項の表中 「

グランドホーム檜の木	〃	桧町一丁目10番5・10番10
------------	---	-----------------

」を

「

グランドホーム檜の木	〃	桧町一丁目10番5・10番10
ユトリアケアセンターなりさわ	〃	成沢西四丁目2番20号

」に改める。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年11月22日

山形県知事 吉村 美栄子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者	収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者	収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者		
県営中田第1ア パート1号	米沢市中田町 658-3	2DK	54.7	1	特定目的用 (高齢・身障用)	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 3号	同	同	56.4	2	同	18,700	21,600	24,800	27,900	31,900	36,800	同	单身可
同 太田町アパ ート2号	同 太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300	同	单身可
同 3号	同	同	74.0	1	同	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300	同	单身可
同 3号	同	同	74.0	1	同	23,900	27,600	31,500	35,500	40,600	46,900	同	单身可
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	1	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600	同	单身可
同 2号	同	同	55.7	2	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	同	单身可
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	同	单身可
同 成島アパー ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	1	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,400	同	单身可
同 米沢中央ア パート2号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	同	单身可
同 中田第1ア パート2号	同 中田町 658-3	同	68.8	2	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	同	单身可
同 同	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	同	单身可
同 相生アパー ート2号	同 相生町7 -65	同	72.9	1	同	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300	同	单身可
同 糠野日第2 アパート	同 東置賜郡高島町 福沢南21-2	同	64.2	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	同	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年12月5日から同月9日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、平成28年12月9日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目 1 番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成29年 2 月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年 3 月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称及び数量
山形県警察通信指令システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部生活安全部通信指令課 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成28年 9 月13日
- 4 落札者の名称及び所在地
富士通リース株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目 3 番22号
- 5 落札金額 861,405,840円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成 7 年12月県規則第95号）第 3 条の公告を行った日 平成28年 8 月 2 日

平成28年11月22日印刷 発行所 山 形 県 庁
平成28年11月22日発行 発行人 山 形 県